

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

### (1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

#### ア 上七軒通周辺整備

| 事業名                        | 事業期間    | 備考 (国の支援事業等について)                       |
|----------------------------|---------|--|
| 道路修景整備事業<br>北野上七軒界わい<br>地区 | H22～H25 | 社会資本整備総合交付金<br>(都市再生整備計画事業)<br>(国土交通省) |

(事業主体)京都市, 上七軒お茶屋協同組合 (間接),  
電気・通信事業者 (間接)

(事業区域) 上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地  
内

(事業内容)

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、無電柱化により設置する設備配線等について、周囲の景観に配慮した修景を行う。

さらに、上七軒歌舞練場周辺の道路について、上七軒通と同様の石畳風アスファルト舗装による美化を行う。



写真7-1 上七軒通

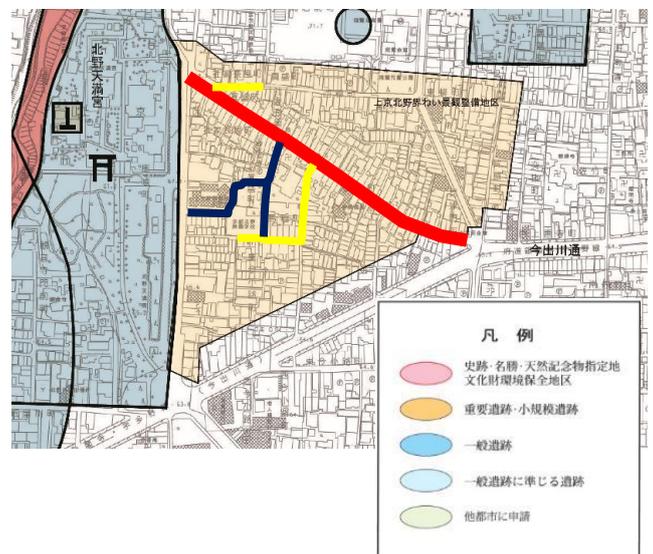
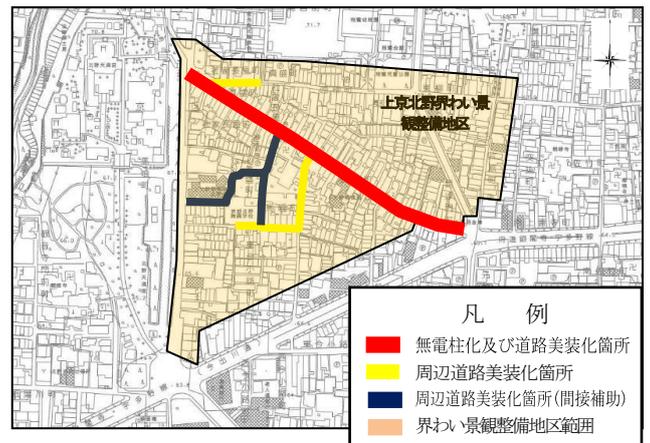


周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



おがわどおり  
イ 小川通周辺整備

| 事業名                 | 事業期間    | 備考(国の支援事業等について)                        |
|---------------------|---------|--|
| 道路修景整備事業<br>小川通周辺地区 | H24～H28 | 社会資本整備総合交付金<br>(都市再生整備計画事業)<br>(国土交通省) |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地  
内

(事業内容)

上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

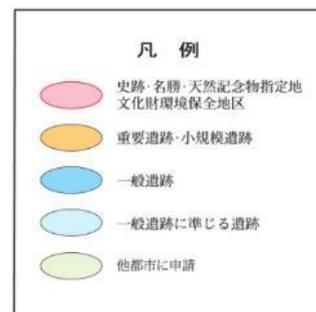
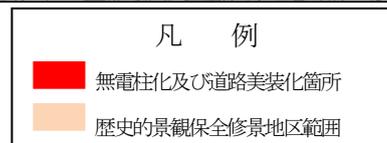
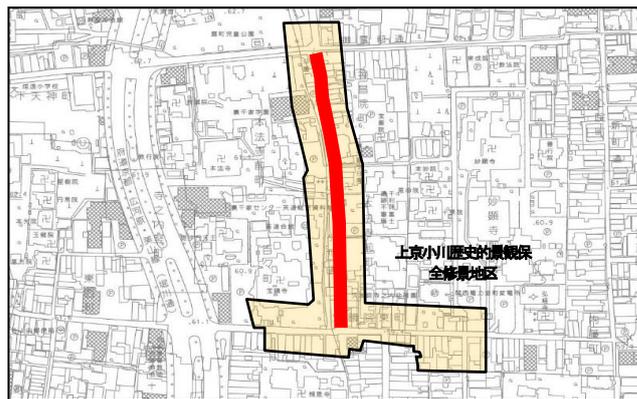


写真7-2 小川通

## ウ 三条地区周辺整備

| 事業名                | 事業期間   | 備考(国の支援事業等について) |
|--------------------|--------|-----------------|
| 道路修景整備事業<br>三条周辺地区 | H23～R2 | 市単独事業           |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

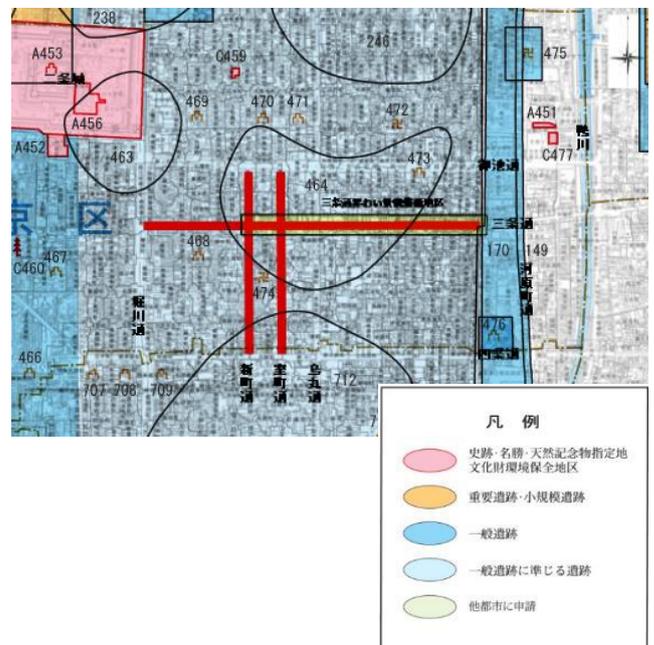
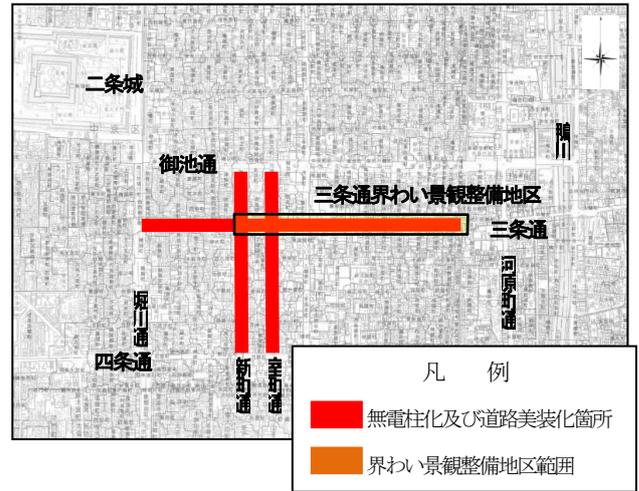
近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉦が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉦が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



写真7-3 三条周辺地区



きよみず  
工 清水地区周辺整備

| 事業名                | 事業期間   | 備考 (国の支援事業等について)  |
|--------------------|--------|---|
| 道路修景整備事業<br>清水周辺地区 | H23～R2 | H23・H26～H32市単独事業、<br>H24地域自主戦略交付金 (内閣府)<br>H25社会資本整備総合交付金<br>(都市再生整備計画事業) (国土交通省) |
| 清水・祇園地区            | H30～R3 | 社会資本整備総合交付金<br>(都市再生整備計画事業)<br>(国土交通省)  |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区祇園町北側～東山区清水一丁目  
地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う(清水周辺地区)。また、約1,010m区間において石畳風舗装、景観型照明等の整備、約400m区間において石畳舗装の補修を行い(清水・祇園地区)、事業区域において観光案内標識の設置を行う。

なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

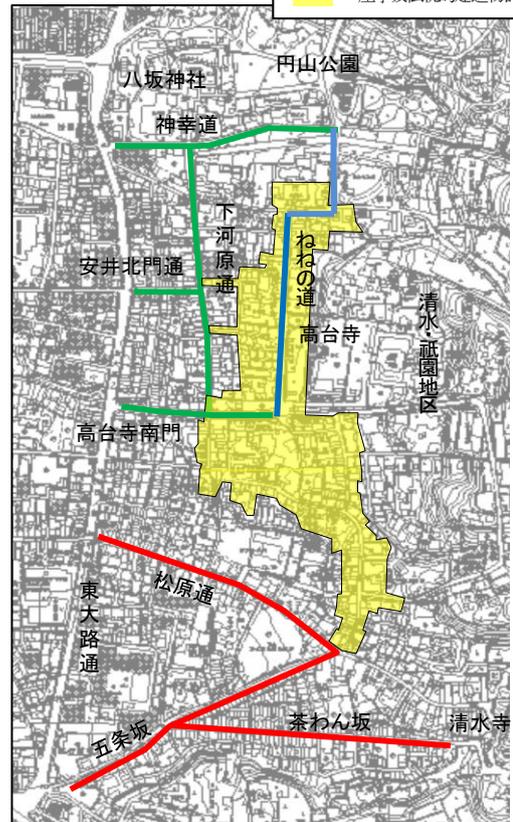
当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区

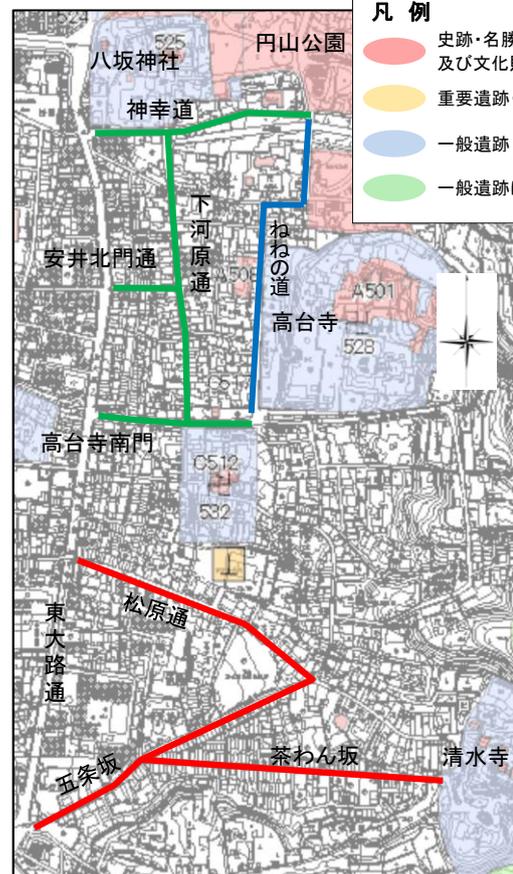
凡例

- 無電柱化及び道路美装化箇所
- 石畳風舗装、景観型照明の整備箇所
- 石畳舗装の補修
- 産寧坂伝統的建造物群保存地区範囲



凡例

- 史跡・名勝・天然記念物指定地及び文化財環境保全地区
- 重要遺跡・小規模遺跡
- 一般遺跡
- 一般遺跡に準じる遺跡



## (2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

## (事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など）について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。平成29年度末までに約61kmの無電柱化が完了している。

令和元年度以降については、引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。

### ア 無電柱化事業

| 事業名     | 事業期間  | 備考（国の支援事業等について）  |
|---------|---|--|
| 無電柱化等事業 | 嵯峨积迦堂：H20～H22<br>にんなん   | 嵯峨积迦堂H20：電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）                                   |
|         | 仁和寺：H21～H22   | 嵯峨积迦堂、仁和寺、銀閣寺H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）                             |
|         | 切通し：H21～H22   | 切通し、清水寺H21電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）                                  |
|         | 清水寺：H21～H24   | 清水寺 H22社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）                                |
|         | 銀閣寺：H21～<br>さがとりいもと<br>嵯峨鳥居本<br>：H23～H25<br>とげつきょう<br>渡月橋南<br>詰<br>：H24～H25 | 嵯峨鳥居本、渡月橋南詰 H24地域自主戦略交付金（内閣府）H25社会資本整備総合交付金 道路事業（国土交通省）        |
|         | 嵯峨天龍寺：H27～  | 銀閣寺 H26～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）<br>嵯峨天龍寺 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省） |
|         | 先斗町：H27～  | 先斗町 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）                                   |

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨积迦堂：右京区嵯峨积迦堂門前南中院町～

右京区嵯峨积迦堂大門町地内仁和寺  
：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清本町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

嵯峨天龍寺：右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町他地内

先斗町：中京区石屋町～中京区柏屋町

### イ 無電柱化事業（国直轄事業）

| 事業名    | 事業期間 | 備考（国の支援事業等について） |
|--------|------|-----------------|
| 無電柱化事業 | S61～ | 国直轄事業           |

（事業主体）国土交通省

（事業区域）国土交通省所管国道

（事業内容）

京都には日本屈指の観光都市であり、その魅力を最大限に引き出すためにも、美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため、国道9号、国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで、歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

### (3) 間伐材を利用した道路附属物の整備事業

| 事業名                 | 事業期間 | 備考（国の支援事業等について） |
|---------------------|------|-----------------|
| 横断防止柵等への<br>間伐材活用事業 | H20～ | 市単独事業           |

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産・二条城周辺等

（事業内容）

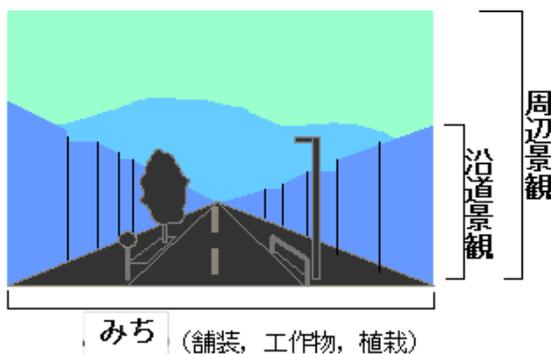
京都市では、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向けた取組の一環として、間伐材を利用した道路附属物等の設置に取り組んでいる。

平成20年度には、「堀川水辺環境整備事業」において間伐材を利用したベンチ等を設置した。

また、平成21年度には、世界文化遺産・二条城の周辺において、平成22年度には、東本願寺前にて間伐材を利用した横断防止柵を設置した。

平成23年度以降には、京都御苑周辺にて、間伐材を利用した転落防止柵等の設置を行っている。  
（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりが推進される。



### (4) 京（みやこ）のみちデザイン指針の策定

歴史的な町並みを形成する建造物や記念物、祭礼、自然景観の視点場として重要なのは道路空間である。その道路空間であるみちのデザイン指針を策定することにより、歴史的な町並みや文化財周辺のみちと、それを繋げるみちについて整備することにより、京都全体の魅力の向上を図る。

| 事業名                | 事業期間    | 備考（国の支援事業等について） |
|--------------------|---------|-----------------|
| 京（みやこ）のみちデザイン指針の策定 | H20～H21 | 市単独事業           |

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

車道・歩道の舗装、防護柵などの道路空間のデザインを京都の景観を引き立てるというコンセプトのもとに、道路を整備していくための指針・京都スタンダードとして「京（みやこ）のみちデザイン指針」の策定に取り組む。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京のみちは、古来から市民にとっては日々の生活や祭りの舞台でもあり、また上洛客にとっては観光名所への過程を楽しむ主要なアプローチ空間である。また、みちは京都の優れた町並み景観や山辺、川辺にみる自然景観を眺めることができる観賞場所であり、また道路の姿そのものが沿道の景観と重なって、都市景観の骨格を形成する重要な要素である。

これまで、京都市は伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的な地区等において、景観に配慮した道路整備に先駆的に取り組んできた。

しかし、その他の地区においては、景観部門や沿道住民との合意形成を図りながらも、それぞれの整備内容が異なることから、京都全体で統一感がない印象をもたらす等課題がある。

そこで、舗装や防護柵等の道路空間のデザイン指針を策定し、今後、一貫した基調を持ったデザインのある道路整備を行っていくことで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進されることとなる。

←イメージ図

## (5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

### ア 観光案内標識整備

| 事業名         | 事業期間   | 備考（国の支援事業等について）   |
|-------------|--------|---|
| 名所説明立札等充実整備 | S30年代～ | 市単独事業<br>H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業（厚生労働省）で4箇<br>国語表記<br>H28～京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を一部充当 |

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

| 事業名               | 事業期間    | 備考（国の支援事業等について）                           |
|-------------------|---------|---|
| 観光案内標識アップグレード推進事業 | H23～H27 | 市単独事業<br>梅小路周辺エリア：H24社会資本整備総合交付金事業（国土交通省） |

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市街地：御池通、烏丸通、四条通、新京極通に囲まれたエリア、②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都市では、市内全域に観光案内標識を整備しているが、デザイン、表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和、観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

| 事業名        | 事業期間   | 備考（国の支援事業等について）    |
|------------|--------|--------------------|
| 観光案内標識設置事業 | H30～R2 | 社会資本整備総合交付金（国土交通省） |

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

近年の観光客の増加・集中による混雑が課題となっていることを踏まえ、市民生活と観光との調和を図り、市民と観光客の満足度向上につなげる必要がある。

そこで、観光客向けに、受入環境の充実を図り、回遊性向上に繋がる観光案内標識の設置を行うため、平成30年度から順次、観光客の受入環境の整備と観光地の分散化を目的とした観光案内標識の整備を進める。

平成30年度は東山エリアなど観光客が集中し

ているエリアにおいて、回遊性及び案内誘導の向上による歩行者の分散を図るため、都市計画局・建設局と連携して、観光案内標識等を整備する。

また、市内全域への観光客の分散化に向けた観光案内標識等の整備を行うとともに、平成23年から平成27年までに整備した案内標識等の時点修正や旧型の観光案内図の更新を行う。



写真7-5 観光案内標識

## イ むるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

| 事業名                  | 事業期間    | 備考（国の支援事業等について） |
|----------------------|---------|-----------------|
| ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化 | H20～H22 | 市単独事業           |

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区を除く市域全体

（事業内容）

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち、駅やバス停と観光地、又は観光地相互をわかりやすく案内するため、観光案内標識（観光案内図板、案内標識、駒札）を充実させる。

事業は区単位で行い、各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し、整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に、東山区を除く全10区で実施した。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、

市内の回遊性の向上を図ることにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

## ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

| 事業名                    | 事業期間    | 備考（国の支援事業等について）                                       |
|------------------------|---------|---|
| 観光案内標識のネットワーク化の推進（東山区） | H18～H24 | H18は国土施策創発調査費（国土交通省）<br>H19以降は東山3K協力金<br>会議（※）等の財源を活用 |

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区

（事業内容）

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K（観光・交通・環境）協力会議（※）と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）の案内標識を設置する「（仮称）松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K協力会議（※）をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通（川端通～東大路通間）の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが

点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

(※) 平成24年6月に名称変更され、東山「観光・交通・環境」協力会議、愛称は「東山3K協力会議」となっている。



最優秀デザイン  
「京都のカタチ」



地上機器に設置  
された陶板製の  
案内板

## エ 「まちかどまっぷ」の整備

| 事業名                | 事業期間    | 備考 (国の支援事業等について) |
|--------------------|---------|------------------|
| 「まちかどまっぷ」<br>の整備事業 | H21～H24 | 市単独事業            |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



## イ 新・駐車場整備計画の策定

| 事業名          | 事業期間    | 備考(国の支援事業等について)         |
|--------------|---------|-------------------------|
| 新・駐車場整備計画の策定 | H19～H22 | H20～H21街路交通調査費補助(国土交通省) |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

本市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討を進め、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

## ウ 観光地交通対策

| 事業名      | 事業期間 | 備考(国の支援事業等について) |
|----------|------|-----------------|
| 観光地等交通対策 | H13～ | 市単独事業           |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山



位置図

(事業内容)

**【観光地(嵐山・東山)における「歩いて楽しいまち」の推進】**

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地区で平成13年度から、東山地区で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、年間約5000万人の多くの観光客が訪れ、特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組により、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

## エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

| 事業名                   | 事業期間    | 備考（国の支援事業等について）                      |
|-----------------------|---------|--------------------------------------|
| 都心部放置自転車等対策アクションプログラム | H18～H22 | H18 市単独事業<br>H19～H22 まちづくり交付金（国土交通省） |

（事業主体）京都市

（事業区域）都心部<sup>ほんとちよう</sup>（先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域）

（事業内容）

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度に実態調査を行い、策定したもので、平成18年度から平成22年度までの5年間で、以下のプログラムに集中的に取り組んだ。

### ○ 駐輪スペース確保のプログラム

#### アクション1 2,500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、2,500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

#### アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

#### アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

### アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民、商業関係者、鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し、啓発活動を行う。また、協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに、啓発・監視と撤去の連携、連動を図ることにより、協働による放置自転車の追放、防止に取り組む。

### アクション5 放置自転車撤去の強化

放置自転車の追放を目指し、都心部全域を「自転車等撤去強化区域」に指定するとともに、夜間や休日における撤去も実施していく。また、撤去の強化を図るために必要な保管所の整備を行う。（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都市は概ね平坦な土地であることもあり、自転車の交通分担率が高く、鉄道駅周辺や都心部繁華街などでは、放置自転車等が目立つ。放置自転車等は、景観を阻害する大きな要素で、安全・快適の面からも課題となっており、緊急の対応が不可欠である。京都市では、平成12年に、「京都市自転車総合計画」を策定し、自転車等駐車場の整備や放置自転車の撤去を精力的に行ってきたおり、市内全体の放置自転車台数は大幅に減少しているが、都心部では駐車スペースの不足等により大量の自転車などが放置されている。

本プログラムを推進することにより、安全かつ快適な歩行・走行空間を確保するとともに、歴史的な景観の保全に大きく寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



まちづくり交付金事業における整備方針概要図

(7) 御蔭橋改修事業

| 事業名     | 事業期間   | 備考（国の支援事業等について）   |
|---------|--------|---|
| 御蔭橋改修事業 | H21～R2 | H21～H23市単独事業<br>H24 地域自主戦略交付金<br>H25～H32社会資本整備総合交付金 道路事業<br>(国土交通省) |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 御蔭橋



位置図

(事業内容)

御蔭橋を拡幅する改修工事を実施する。

御蔭橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成25年度、平成26年度に詳細設計を行うとともに、景観検討会議を開催し、橋梁付属物のデザインを決定した。平成27年度秋から、架け替え工事を進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御蔭橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御蔭橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



写真7-7 御蔭橋 1



写真7-8 御蔭橋 2

## (8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

| 事業名                 | 事業期間    | 備考 (国の支援事業等について)  |
|---------------------|---------|---|
| 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業 | H18～H23 | 消防防災施設整備費補助金(消防庁)、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(H21までまちづくり交付金)(国土交通省) |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水地域(産寧坂伝統的建造物群保存地区を含む。)

(事業内容)

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れた配水管、誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに、地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

: 防火水槽に係る部分

社会資本整備総合交付金(H21までまちづくり交付金)

: 防火水槽以外の部分

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では、平成18年度から23年度までの6箇年で、一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を、国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において、整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに、誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより、地域住民の防災力を最大限生かして、歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ、文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-9 防災水利整備事業1



写真7-10 防災水利整備事業2

## (9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

| 事業名               | 事業期間 | 備考 (国の支援事業等について) |
|-------------------|------|------------------|
| 都市公園事業<br>【淀城跡公園】 | ～    |                  |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 淀城跡公園



位置図

(事業内容)

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

今後、基本設計等の整備計画の策定を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。



写真7-11-1 淀城跡公園1



写真7-11-2 淀城跡公園2

| 事業名             | 事業期間 | 備考 (国の支援事業等について)              |
|-----------------|------|-------------------------------|
| 名勝円山公園再整備(修復)事業 | H28～ | 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 (文化庁)      |
| 名勝円山公園再整備事業     | H28～ | 社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業) (国土交通省) |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 円山公園



位置図

(事業内容)

明治19年(1886)に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎えた。同公園は昭和6年(1931)に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。令和2年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成28年度から調査・測量設計、平成29年度から再整備(修復)工事を実施している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備(修復)することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



写真7-12-1 円山公園1



写真7-12-2 円山公園2

(10) 京の道づくり事業

| 事業名                   | 事業期間 | 備考 (国の支援事業等について)                 |
|-----------------------|------|----------------------------------|
| 歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業 | H30  | 市単独事業                            |
|                       | R1～  | 歴史的観光高質化支援事業<br>(国土交通省)<br>市単独事業 |

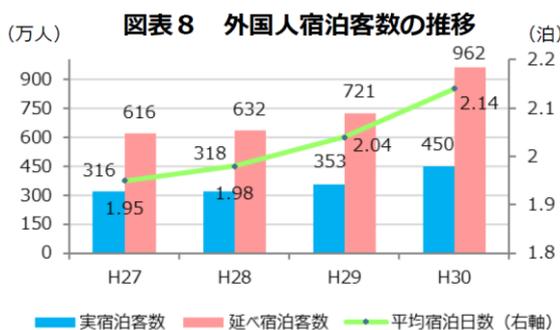
(事業主体) 京都市

(事業区域)

- 賀茂別雷神社 (上賀茂神社) 周辺
- 賀茂御祖神社 (下賀茂神社) 周辺
- 教王護国寺 (東寺) 周辺
- 醍醐寺周辺, 仁和寺周辺
- 鹿苑寺 (金閣寺) 周辺
- 本願寺 (西本願寺) 周辺
- 京都御苑周辺, 桂離宮周辺
- 北野天満宮周辺, 南禅寺周辺
- 大徳寺周辺, 妙心寺周辺
- 真宗本廟 (東本願寺) 周辺

(事業内容)

京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。



(参考) 外国人宿泊者数の推移

(平成30年京都市観光総合調査結果より)

【(事業事例) 北野天満宮周辺区域】

(事業内容)

北野天満宮東側に隣接する御前通については、良好な眺めを守る場所として新たに視点場に指定された一方、舗装の劣化が進行し、補修する必要が生じていたことから、「京の道づくり」として、平成30年度から2年の予定で歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。

また、今回の御前通の整備に併せて、北野天満宮においても一の鳥居前広場を石畳風舗装で整備されることとなっており、地域との協働によって、良好な歴史的景観の保全・継承に取り組む。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的な町並みの魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

## (11) 雨庭整備事業

| 事業名    | 事業期間 | 備考 (国の支援事業等について) |
|--------|------|------------------|
| 雨庭整備事業 | H29～ | 市単独事業            |

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を実現するため、地域力を活かした市街地緑化を推進している。

「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地で進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市が進めている雨庭整備は、京都の伝統文化のひとつである作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことで、緑の文化首都・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進されることとなる。



写真7-13-1 四条堀川交差点1



写真7-13-2 四条堀川交差点2

(12) 史跡公園整備事業

| 事業名                       | 事業期間 | 備考（国の支援事業等について） |
|---------------------------|------|-----------------|
| 史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業 | R1～  | 市単独事業           |

（事業主体）京都市

（事業区域）史跡山科本願寺跡及び南殿跡

（事業内容）

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づき細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

史跡山科本願寺跡及び南殿跡は、屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有し、奥田家をはじめとする地域住民によって土地の歴史が守られてきた経緯と場が本市の成り立ちを考えるうえで重要である。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことで、祈りの信仰の歴史的風致が維持向上されるとともに、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備範囲